

# 歴史的風土部会報告(H28.8) を受けた取組状況について

---

# 古都保存行政の取組状況について

---

# 1. 社会資本整備審議会答申(H28.8)の概要

## 古都保存の今後のあり方

### ～多様な主体との連携・協働の推進による古都保存～

#### ① 病虫害対策等、歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントの強化

- ・関係省庁・関係部局の連携強化による病虫害やシカによる被害対策の促進
- ・斜面地の安全対策において、コストや景観に配慮した技術の導入促進
- ・樹林地の適切な伐採・更新、間伐、下草刈りの実施

#### ② 歴史的風土の保存の担い手やサポーターの拡大

- ・行政と協働して歴史的風土の保存活動を主体的に行う民間主体の位置付け・顕彰
- ・民間主体の円滑な活動に資する活動拠点等の整備
- ・歴史的風土の保存活動に民間企業の協働を募るための枠組みの構築
- ・伐採木や収穫物等による収益を保存活動に充てるなど、費用を調達する手法の検討

#### ③ 歴史的風土の価値の情報発信・理解増進の推進

- ・歴史的風土の価値や保存のための取組を積極的に解説
- ・多様な広報の展開や、若い世代への歴史的風土の意義を周知

#### ④ 景観の変化への対応

- ・景観計画等の活用等による歴史的風土を核とした統一的な景観ルールの策定・実施

## 2. 歴史的風土保存計画の変更（H28.12）

- ・国土交通省では、平成28年12月に各地区の歴史的風土保存計画を変更。
- ・歴史的風土の維持保存に関する意識の醸成等を目的に、普及啓発や多様な主体との協働等に関して盛り込んだ。

### < 変更内容の概要 >

#### 普及啓発や多様な主体との協働等

- ・国及び関係自治体は、地域住民、企業等に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、意識の醸成と向上に努める。
- ・関係自治体は、市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組む。
- ・歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進する。
- ・歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進する。



ボランティア団体の活動状況  
(奈良市)

#### その他

- ・樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病虫害や野生鳥獣による被害への対策等を行う。
- ・関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用する。
- ・急傾斜地等における土砂崩壊や落石の防止等の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分配慮する。



倒木による家屋への被害  
(鎌倉市)

## 樹林地管理に係る計画の策定

【事例：神奈川県】

- ・神奈川県は、三浦半島地域における自然環境を守るため、H25.3に「古都保存法緑地管理指針」を策定。
- ・本指針において、歴史的風土保存区域内の緑地について、防災や景観に配慮するゾーンや、地域住民による環境学習・維持管理を促すゾーン等に整理し、各ゾーンにおける緑地管理の方針等をまとめた。
- ・県の買入れ地において、H28より毎木調査を実施し、H29に危険木の伐採、H30以降は危険木に遷移した樹木の間伐・巡視等を実施している。

## 竹林間伐材を活用した田園景観保全

【事例：京都市】

- ・北嵯峨地区においては、地元農家が中心となった協議会とWSを開催し、歴史的風土の重要な要素である田園景観を保全するため、H29に保全計画を策定。
- ・計画の実現に向け、協議会と市が連携し、今年度より、地域の竹を間伐してチップ化し、地域の田園で堆肥に活用することで、竹林の健全化や農業の継続による田園景観保全に資する取組を試行するところ。

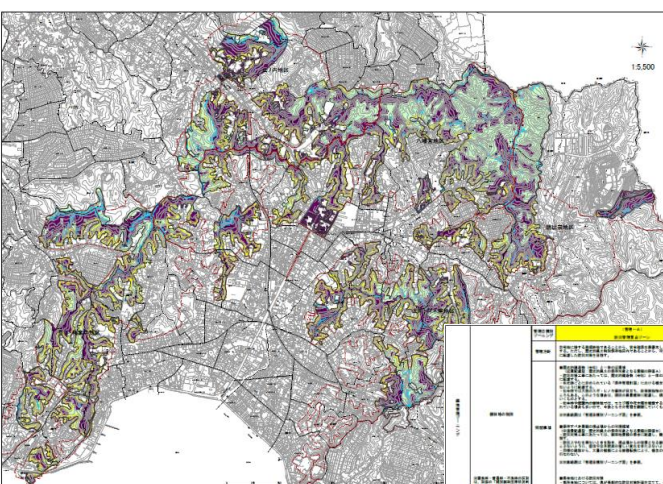
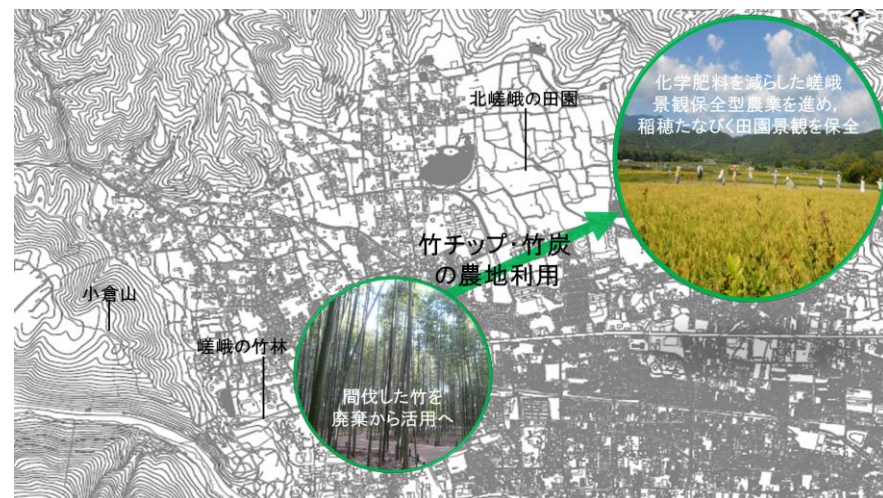
### <竹林の課題>

- ・放置竹林の増加と荒廃
- ・新竹の更新不全

### <田園地域の課題>

- ・稲作の採算性の低下  
→ 離農の増加

地元農家による協議会と市が連携



ゾーン区分図

ゾーン	色	特徴	管理方針
緑地	緑	歴史的風土保存区域内の緑地	防災や景観に配慮した緑地管理
環境	青	環境学習・維持管理を促す緑地	地域住民による環境学習・維持管理の促進
防災	赤	防災に配慮した緑地	防災に配慮した緑地管理
景観	黄	景観に配慮した緑地	景観に配慮した緑地管理
その他	紫	その他の緑地	適切な緑地管理

ゾーンの特徴や管理方針を示すカルテ

## 地域住民等による古都買入れ地の管理

【事例：奈良県】

- ・奈良県が古都保存法に基づき買入れた緑地について、地域住民や団体が主体となって、作物栽培や竹林整備等の景観形成に係る取組を実施。
- ・令和元年度は、約80haの古都買入れ地が民間主体によって管理されている。



地域住民による田植えイベント

○活動主体(令和元年度)  
個人：196(名)  
団体：38(団体)

## 景観保全活動団体の顕彰

【事例：京都市】

- ・京都市においては、H28年度に「京都景観賞」に「景観づくり活動部門」を創設し、竹林整備や植林・間伐等を実施している地域の住民団体を表彰している。
- ・H28年度は歴史的風土特別保存地区内において4団体が表彰された。



地域の住民団体による竹穂垣補修や竹林整備



買入れ地における樹木管理



薪づくりによる里山整備活動

## 環境学習等を通じた歴史的風土の理解促進

【事例：神奈川県】

- ・ 神奈川県では、民間団体から緑地管理のルールをつくって欲しいという要望を踏まえ、H29年3月「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定。
- ・ 当該指針に基づき、県有地緑地を地域住民やボランティア団体が維持管理しているとともに、地域の子供達を対象に環境学習等も積極的に実施しており、歴史的風土の認知度の向上や当事者意識の醸成が図られている。
- ・ 平成30年度末で9団体が本指針に基づき活動を実施している。

## 古都保存に係る取組の情報発信

【事例：鎌倉市】

- ・ 鎌倉市では、平成28年に古都保存法施行50周年を踏まえ、記念誌「鎌倉の歴史的風土の五十年 そして未来へ」を作成し、市HPに掲載して情報発信を行っている。
- ・ そのほか、定期的に鎌倉駅地下通路にある地下道ギャラリーで、古都保存法関連の展示を行い、市民が歴史的風土への理解を深めている。



子供達に対する環境学習の取組



竹林整備のボランティア



古都法50周年記念誌の刊行



地下道ギャラリー展示による情報発信 6

# 3-④. 景観の変化への対応

## 眺望景観計画の策定

【事例：奈良市】

・奈良市では、これまでも古都法や風致地区条例により、眺望景観の価値は位置づけられているものの、各種整備や取り組みが個別に進められてきたため、十分な効果が発揮できていなかったことを鑑み、眺望景観の視点からこれまでの施策を再点検し、多様な景観施策を総合的に展開すること等を目的として、H24.4に「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定。

・本計画において、眺望景観の保全活用に係る基本方針をまとめるとともに、「奈良らしい眺望景観」や「重点眺望景観」を抽出し、歴史的風土保存区域等を含めた眺望景観の保全活用に向けた具体的な施策反映を目指している。

**奈良らしい眺望景観のとらえ方の例**  
「若草山から奈良市街地への眺望」

**目に見える景観**  
遠景には、奈良市街地が広がり、遠方の生駒山系まで望むことができる。  
中景には、東大寺大仏殿が周囲の樹林のなかで象徴的に見える。また、院・塔頭が点在して垣間見える。  
近景の若草山のノシバやスキが広がりのある眺望をつくります。

**心で感じる景観**  
風水思想に基づいて築かれた平城京の往時の姿を思い起こすことができる。  
若草山の山頂きの起源は、山頂の磐塚古墳の饗饗や東大寺と興福寺の寺領境界争いなど、諸説あるが、奈良市街地や東大寺等と若草山との関係を感じられる。

## 京都市景観情報共有システムの構築

【事例：京都市】

・京都市は、H31.4より、地域の景観や文化・歴史に関する情報を、市民、事業者、歴史的資産の所有者、行政等のあらゆる主体が共有するため、「京都市景観情報共有システム(ウェブGIS)」を構築し、運用を開始したところ。

・本システムでは、歴史的風土及びその周辺の景観保全に係る規制や検索地点における都市計画等の規制が一元的に分かるほか、景観まちづくりに係る取組についても掲載されており、地域住民等への情報発信が図られている。

京都市景観情報共有システム

「京都市景観情報共有システム」利用規約

京都市からのお知らせ

2018年11月24日 【京都市の歴史文化(空間情報)に関するお知らせ】  
2018年11月14日 【京都市の歴史文化(空間情報)に関するお知らせ】  
2018年10月12日 【京都市の歴史文化(空間情報)に関するお知らせ】

検索地点における景観及び都市計画等に係る規制内容



# (参考) 古都保存法の目的・体系

- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)(昭和41年制定)  
 (古都:京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市)
- ・この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。(法第1条)

## 古都保存法の体系

### 歴史的風土保存区域の指定 (国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要

【平成30年度末現在: 33地区、22,487ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制による規制

### 歴史的風土保存計画の決定 (国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要

- ・歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を記載

保存区域のうち枢要部分について

### 歴史的風土特別保存地区について都市計画決定 (府県・政令市)

【平成30年度末現在: 65地区、8,832ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について許可制による規制
- ・規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

### 古都保存事業 (社会資本整備総合交付金) 税制措置

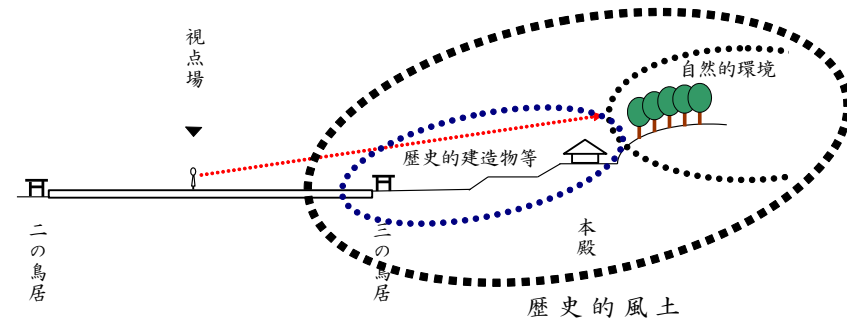
- ・土地の買入れ (国費率7/10)
- ・損失補償 (国費率7/10)
- ・施設の整備 (国費率1/2)
- ・景観阻害物件の除却 (国費率1/2)
- ・土地の買入れに際し、譲渡所得2,000万円控除
- ・行為制限の内容を踏まえて相続税を評価減 (林地の場合更に3割評価減)



鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域



鶴岡八幡宮



歴史的風土の概念図

(歴史的風土審議会資料(平成9年12月)より作図)

# 歴史まちづくり行政の取組状況について

---

# 1. 社会資本整備審議会答申(H28. 8)の概要

## 歴史まちづくりの今後のあり方

### ～歴史まちづくりを通じた地域の魅力向上～

#### ① 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用

- ・歴史的建造物の保存・活用におけるクラウドファンディングなどの民間資金の活用について、好事例を周知すること等により促進
- ・歴史的風致形成建造物や歴史的風致維持向上地区計画制度等の活用促進

#### ② 景観施策の充実による地域の魅力向上

- ・二期計画の認定に合わせた景観計画の策定や屋外広告物の独自条例制定の促進
- ・景観・観光面で先進的取り組みを進める地域におけるモデル的取組を推進
- ・重点区域等における無電柱化の促進

#### ③ 歴史まちづくりのノウハウの共有・ネットワーク化の推進

- ・歴史的建造物の整理・明示の観点からも歴史的風致維持向上計画の作成促進
- ・認定都市間のノウハウ共有、ネットワーク化の促進
- ・歴史まちづくりサミットなどの広域連携の推進・発展

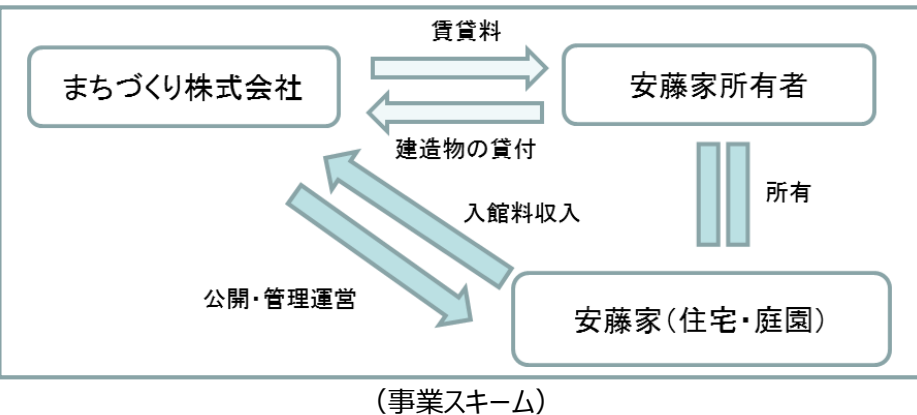
#### ④ 第一期計画の適切な評価を踏まえた施策の充実

- ・第一期計画の適切な評価と第二期計画への反映

## 長浜まちづくり株式会社による安藤家の公開事業

【事例：長浜市】

- ・明治38年から大正4年にかけて建造。虫籠窓、紅殻格子などが施され、長浜を代表する近代和風建築
- ・長浜まちづくり会社(第三セクター)が、所有者から借り受け、公開事業として活用



## Kiraku Japan による古民家活用の取組

【事例：日南市】

- ・日南市では、飢肥地区の歴史的風致を保存しながら空き家の利活用を図るため、飢肥地区まちなみ再生コーディネーターを全国公募
- ・まちなみ再生コーディネーターが中心となり、Kiraku Japanを事業主体として、歴史的建造物である「勝目邸」「合屋邸」の2棟を改修し、貸し切り宿泊施設「季楽 飢肥」として活用。
- ・事業に当たっては、観光活性化マザーファンド、宮崎銀行、行政の3者による協調支援により、投資資金を調達。



(勝目邸)

## 2-②. 景観施策の充実による地域の魅力向上

### ○景観計画策定・屋外広告物条例制定状況

歴史的風致維持向上計画認定都市(78都市)において約9割の都市が景観計画を策定・検討しており、半数以上の都市が独自の屋外広告物条例を制定・検討している。

項目	移行済み	検討中	計	割合
景観行政団体	63	7	70	89.7%
景観計画策定	60	10	70	89.7%
屋外広告物条例 (独自条例)制定	34	6	40	51.3%

### ○企業等の景観への意識の高まり

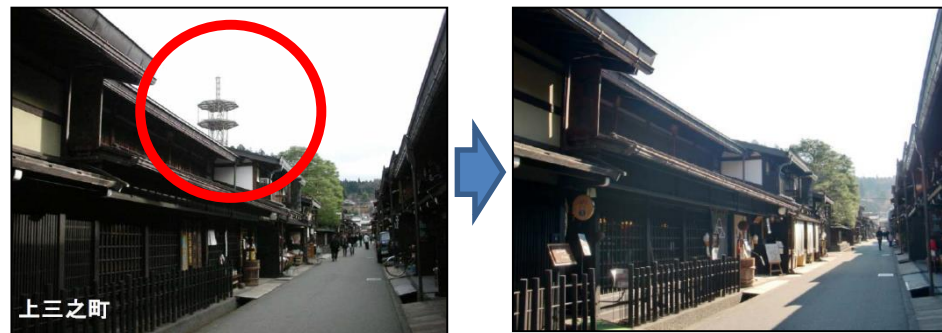
#### 【山口県萩市】

歴史的風情等を守るため、市全域で独自の基準により屋外広告物を規制する条例を制定したことにより、良好な景観の形成が図られている。



#### 【岐阜県高山市】

地域住民の歴史的な景観を重視する意識の高まりを踏まえ、良好な景観を阻害していた通信施設の鉄塔が平成25年に撤去された。



# 2-③. ノウハウの共有・ネットワーク化の推進

## 各地における歴史まちづくりサミットの開催

中国地方歴史まちづくりサミット

[H25: 山口県萩市]

九州歴史まちづくりサミット

[H27: 福岡県太宰府市]

東北歴史まちづくりサミット

[H30: 宮城県多賀城市]

[H28: 福島県白河市]

[H26: 青森県弘前市]

関東圏歴史まちづくりサミット

[H26: 群馬県甘楽町]

中部歴史まちづくりサミット

[H30: 静岡県三島市]

[H29: 三重県明和町]

[H28: 岐阜県恵那市]

[H26: 愛知県犬山市]

[H25: 三重県亀山市]

[H24: 岐阜県高山市]

近畿歴史まちづくりサミット

[H30: 和歌山県湯浅町]

[H29: 滋賀県彦根市]

[H28: 奈良県斑鳩町]

[H27: 京都府京都市]



首長による共同宣言 (中部歴史まちづくりサミット)

### 【参考】今後の歴史まちづくりサミットの開催予定

名称	開催時期	開催場所
中部歴史まちづくりサミット	令和元年10月頃	岐阜県美濃市
九州歴史まちづくりサミット	令和2年 1月頃	宮崎県日南市
近畿歴史まちづくりサミット	令和2年 2月頃	大阪府堺市

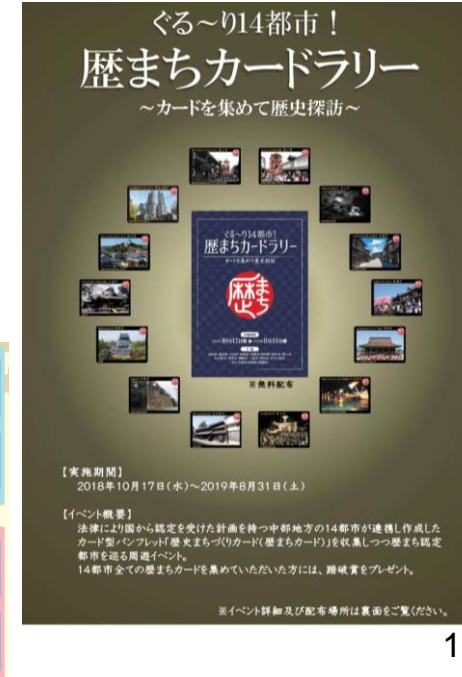
## 歴史まちづくりカードの展開

・歴まち認定都市の象徴的な風景写真や歴史まちづくり情報を紹介したカード型パンフレット

・中部地方において歴史まちづくりに積極的に取り組む13都市と中部地方整備局が連携し、歴まち認定都市の魅力をPRするため、全国に先駆けてH29.10から認定都市の指定スポットにて配布

・関東地方ではH30.8より、近畿地方ではH30.11より指定スポットで配布開始。

・中部地方はH30.10から更なる認定都市の魅力発信のために、『ぐる〜り14都市！歴まちカードラリー』を開始。



○歴史的風致維持向上計画認定都市に対して、以下の観点から、進捗評価、中間評価・最終評価からなる進行管理・評価制度を導入。

## <進捗評価> 毎年度実施

### ① 施策・事業の進捗状況(アウトプット)の評価 【自己評価】

- ・組織体制、景観形成施策、整備及び管理事業、文化財の保存活用、効果・影響等

## <中間/最終評価> 中間年度及び最終年度に実施

### ② 計画の達成状況(アウトカム)の評価 【自己評価】

- ・方針の達成状況、計画の波及効果、歴史的風致の維持向上の状況について評価

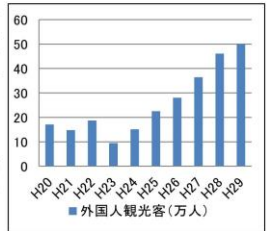

### ③ 事業の質の評価 【外部評価】

- ・歴史・文化、景観等の観点から適切な整備かなど、質について外部有識者等による評価

**2期計画へ反映**

最終評価（波及効果別シート）

（様式3）

市町村名	高山市	評価対象年度	H20～H29年
効果	i 外国人観光客の増加		
① 効果の概要 外国人観光客数が10年間で約3倍に増加			
② 関連する取り組み・計画			
	他の計画・制度	連携の位置づけ	年度
1	中心市街地活性化基本計画	あり	H27～31
2	高山市海外戦略	なし	H27～31
3	歴史的風致活用国際観光整備計画	あり	H27～29
多言語観光パンフレット・ホームページ等の充実やフェイスブックをはじめとするSNSの活用などによる情報発信の充実、トップセールスや海外旅行博への出展、外国人観光客向け公衆無線LANサービスの提供や案内表示の多言語化、通訳ガイドの育成・確保、昇龍道や北陸・飛騨・信州3つ星街道等の広域的な連携による周遊ルートの形成など、海外からの誘客促進や受入体制の充実を図った。			
③ 効果発現の経緯と成果			
<p>現在、観光ホームページは12言語、観光パンフレットは10言語で作成しており、これらの宣伝媒体を活用した情報発信や、積極的なトップセールス、海外旅行博への出展、広域的な周遊ルートの活用など、様々な誘客活動において、本市固有の歴史文化の魅力在海外にPRした。</p> <p>多言語併記の誘導案内板や文化財等説明板の整備・改善、市街地における外国人観光客向け無料公衆無線LANサービスの提供、中心市街地特例通訳案内士の育成、医療従事者の多言語対応や災害時・緊急時等における外国人観光客の安全確保の強化など、受入体制の充実により、外国人観光客が安心してまち歩きを楽しめる環境を整えた。</p> <p>外国人観光客数(宿泊者ベース)は、東日本大震災の影響により一旦落ち込んだものの、誘客活動や受入体制の整備により年々回復し、平成29年には過去最高の約50万人を記録するなど、外国人観光客の大幅な増加が図られた。</p>			
 <p>外国人観光客(万人)</p>			
 <p>多言語対応のまち歩きマップ</p>			
④ 自己評価 積極的な誘客活動や受入体制の充実により、外国人観光客が大幅に増加した。一方、多様化する外国人観光客のニーズに応えられるよう、受入体制を更に強化していく必要がある。			
⑤ 今後の対応 引き続き様々な誘客活動において、本市固有の歴史文化の魅力在海外にPRするとともに、外国人旅行者に対し、地域の歴史文化の成り立ちや魅力を伝えることができる通訳ガイドの育成確保を図る。			

最終評価シート抜粋（岐阜県高山市）

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

## 【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

## 【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

### 【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定

(文部科学大臣、  
農林水産大臣、  
国土交通大臣)



認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

## 各事業による重点的な支援

○補助対象拡大・国費率嵩上げ



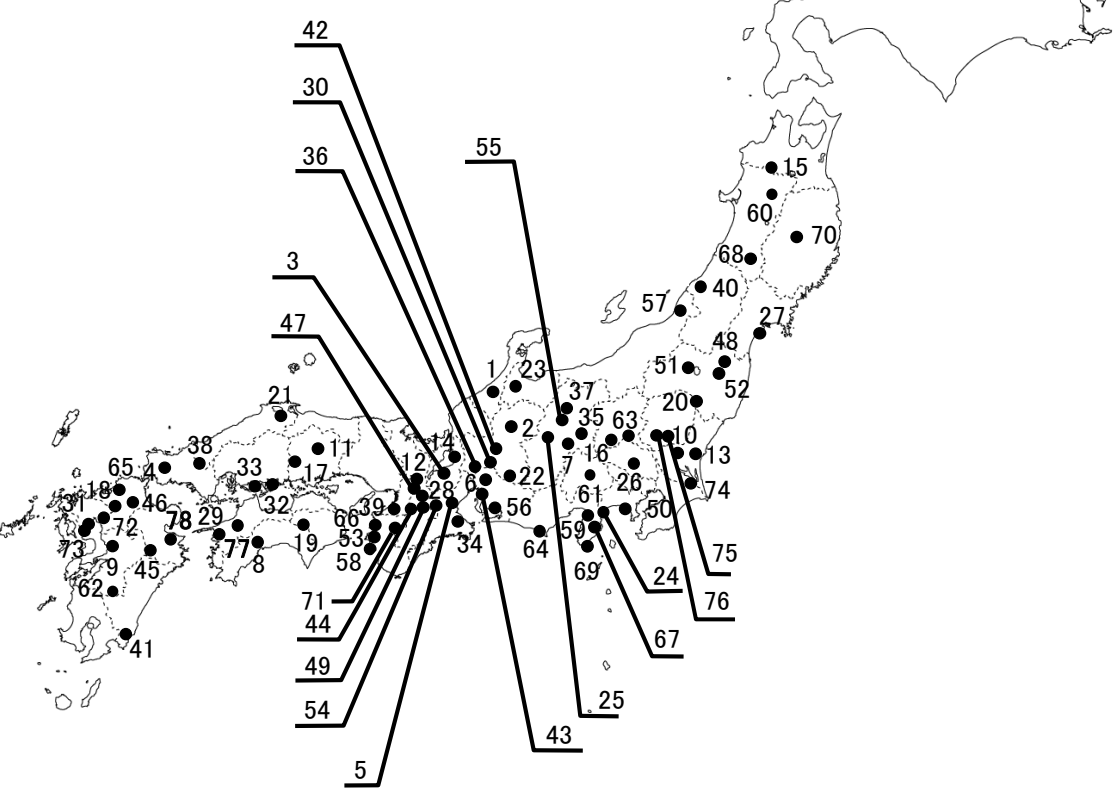
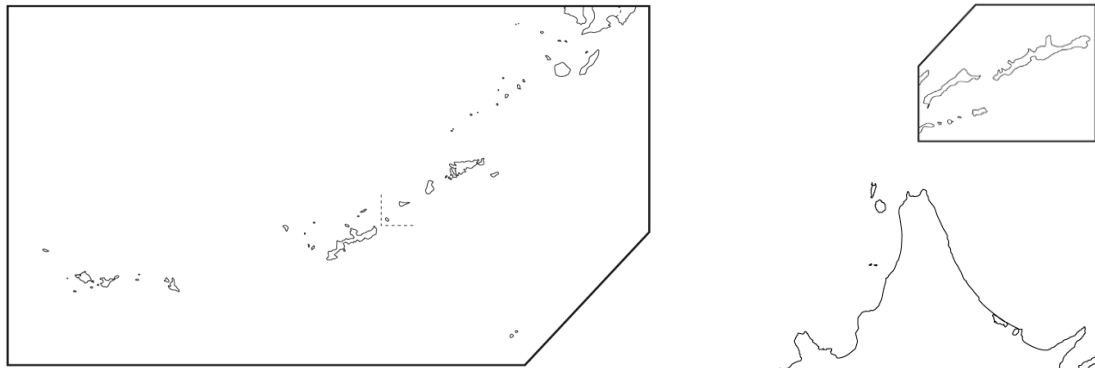
(例) 歴史的建造物の修理・買取



(例) 都市公園内の城跡の復原



# (参考) 歴史的風致維持向上計画認定状況 (R1.6月現在)



合計: 78都市

番号	都道府県	市町村名	認定日
1	石川県	金沢市	H21. 1.19
2	岐阜県	高山市	
3	滋賀県	彦根市	
4	山口県	萩市	H21. 3.11
5	三重県	亀山市	
6	愛知県	犬山市	
7	長野県	下諏訪町	H21. 7.22
8	高知県	佐川町	
9	熊本県	山鹿市	
10	茨城県	桜川市	H21.11.19
11	岡山県	津山市	
12	京都府	京都市	
13	茨城県	水戸市	H22. 2. 4
14	滋賀県	長浜市	
15	青森県	弘前市	
16	群馬県	甘楽町	H22. 3.30
17	岡山県	高梁市	
18	福岡県	太宰府市	
19	徳島県	三好市	H22.11.22
20	福島県	白河市	
21	島根県	松江市	
22	岐阜県	恵那市	H23. 2.23
23	富山県	高岡市	
24	神奈川県	小田原市	
25	長野県	松本市	H23. 6. 8
26	埼玉県	川越市	
27	宮城県	多賀城市	
28	京都府	宇治市	H23.12. 6
29	愛媛県	大洲市	
30	岐阜県	美濃市	
31	佐賀県	佐賀市	H24. 3. 5
32	広島県	尾道市	
33	広島県	竹原市	
34	三重県	明和町	H24. 6. 6
35	長野県	東御市	
36	岐阜県	岐阜市	
37	長野県	長野市	H25. 4.11
38	島根県	津和野町	

番号	都道府県	市町村名	認定日
39	大阪府	堺市	H25.11.22
40	山形県	鶴岡市	
41	宮崎県	日南市	
42	岐阜県	郡上市	H26.02.14
43	愛知県	名古屋市	
44	奈良県	斑鳩町	
45	大分県	竹田市	H26.06.23
46	福岡県	添田町	
47	京都府	向日市	
48	福島県	国見町	H27.02.23
49	奈良県	奈良市	
50	神奈川県	鎌倉市	H28.01.25
51	福島県	磐梯町	
52	福島県	桑折町	H28.03.28
53	和歌山県	湯浅町	
54	三重県	伊賀市	H28.05.19
55	長野県	千曲市	
56	愛知県	岡崎市	
57	新潟県	村上市	H28.10.03
58	和歌山県	広川町	
59	静岡県	三島市	
60	秋田県	大館市	H29.03.17
61	山梨県	甲州市	
62	熊本県	湯前町	
63	群馬県	桐生市	H30. 1.23
64	静岡県	掛川市	
65	福岡県	宗像市	H30.3.26
66	和歌山県	和歌山市	
67	静岡県	伊豆の国市	H30.7.11
68	秋田県	横手市	
69	静岡県	下田市	H30.11.13
70	岩手県	盛岡市	
71	和歌山県	高野町	H31.1.24
72	佐賀県	基山町	
73	佐賀県	鹿島市	H31.3.26
74	千葉県	香取市	
75	栃木県	下野市	
76	栃木県	栃木市	
77	愛媛県	内子町	R1.6.12
78	大分県	大分市	

## ①社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

## ②社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

## ③社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備を基幹事業に追加

## ④歴史的観光資源高質化支援事業

- 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却等を支援
- 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の外観の改修、歴史的なまちなみの連続性を損なう塀の除去等が補助対象

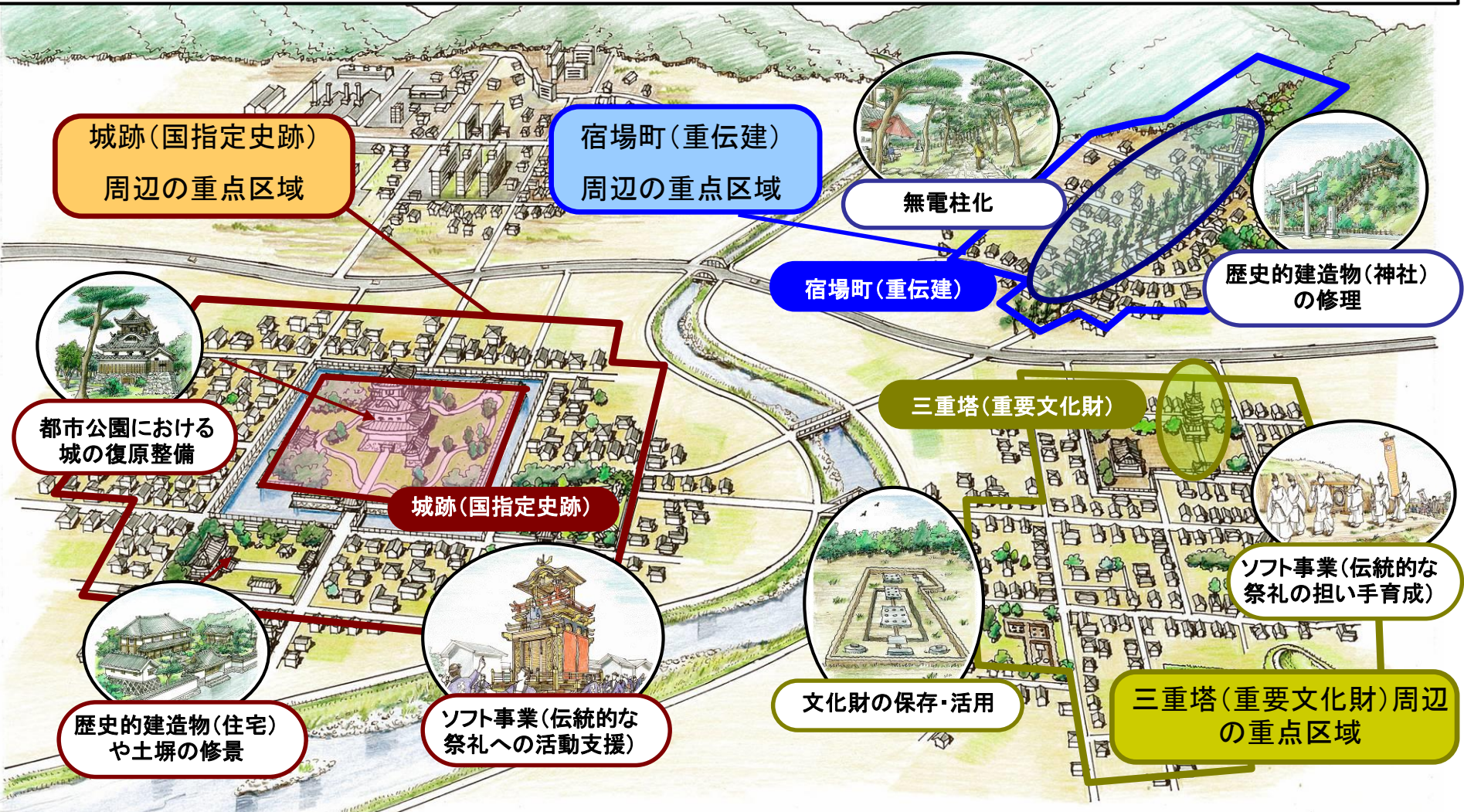
## ⑤歴史的風致活用国際観光支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象



# (参考) 歴史まちづくり計画のイメージ

- 歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 景観施策とも連携しながら、計画期間(概ね5~10年)中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第6条第1項に基づき、国土交通省では、「国土交通省政策評価基本計画」を策定。
- 政策評価については下表の7つの手法をとることとされている。

評価手法	概要
(基本的な3つの方式)	
政策アセスメント(事業評価方式)	新規施策の導入に際して、必要性、有効性、効率性等について評価する。
政策チェックアップ(実績評価方式)	国土交通省の主要な施策目標ごとの業績指標を設定し、評価する。
政策レビュー(総合評価方式)	国民の関心が高い政策等について、掘り下げた分析・評価を行う。 政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、 <b>政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題を把握。その原因を分析するなど総合的に評価</b> する。
(政策の特性に応じた方式)	
個別公共事業評価	維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く国土交通省所管の全ての個別公共事業において、評価を行う。
個別研究開発課題評価	個別研究課題について開始前から段階的に評価を行う。
規制の事前評価	法律等の制定又は改廃に際し、規制の目的、内容、必要性、効率性、有効性等について評価する。
租税特別措置等に係る政策評価	租税特別措置等の必要性、有効性、相当性等について評価する。

平成29年度から30年度にかけて「景観及び歴史まちづくり」に関して政策レビューを実施。

## 景観及び歴史まちづくり

### レビューの概要

#### 評価の目的・必要性

景観法は、2004年に施行され、地方公共団体による景観計画の作成等を通じて、優良な景観の形成事例が増加している。歴史まちづくり法は、施行から10年が経過し、第1期計画の期間が終了し、第2期計画に移行しつつあり、計画に基づく取組やその成果、課題等の情報の蓄積が進んできたところである。景観及び歴史まちづくりによる、良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化に向けた取組の状況等について調査・分析を行い、課題を明らかにし、今後の景観及び歴史まちづくり施策の検討に資することを目的とする。

#### 評価対象・政策の目的

評価対象 : 景観法及び歴史まちづくり法等に基づく景観及び歴史まちづくり施策

政策の目的: 良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化を目的とする。

#### 評価の視点

計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の推進について、地方公共団体の課題やニーズ等に対応した施策を実施できているかを評価。

#### 評価の手法

景観及び歴史まちづくりに関する国の施策の課題について、全国の地方公共団体を対象とした全国アンケート、ヒアリング等により分析し、対応策の検討を行う。

## 評価結果

### ●景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題

アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。

#### ①認知不足への対応

課題: 小規模団体を中心に、国の法制度や支援施策等の認知度が低い。

対応: 地方開催等による研修の充実、市町村への情報提供における都道府県の役割強化、取組事例や支援制度等に関する情報提供の工夫・充実等を行う。

#### ②知識やノウハウ不足への対応

課題: 職員が計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等の実務面の知識やノウハウを身につけることが重要となるが、小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において知識やノウハウが不足している。

対応: 届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、技術資料等の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決等につながる先進的な取組に対する支援を行う。

#### ③職員不足への対応

課題: 小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において専門的な知識を持つ職員の不足が課題と認識している。

対応: 外部人材や他部局等との連携事例や少人数で取り組むための工夫事例に関する情報提供、計画策定時における支援を行う。

#### ④地域の協働、理解、関心の不足への対応

課題: 約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心の低さを課題と認識している。

対応: 地域住民等の意識の向上や地域活動の活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供を行う。

#### ⑤予算不足への対応

課題: 景観及び歴史まちづくりの推進にあたり、約6割の地方公共団体が財源の不足を課題と認識している。

対応: 歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、景観に配慮した公共事業を可能とする効果的な支援制度の拡充や創設を行う。